

令和 5 年 古殿町農業委員会 12 月定例委員会

- 1 開催日時 令和 5 年 12 月 18 日 (月) 午後 3 時
- 2 開催場所 古殿町役場 大会議室
- 3 出席委員 (8 人) (9 人)
- | | | |
|----|---------------|----------------|
| 会長 | 農業委員 8 番 水野和徳 | |
| 委員 | 農業委員 1 番 中瀬信治 | 推進委員 1 番 我妻由美子 |
| | 農業委員 2 番 石井利行 | 推進委員 2 番 大楽良文 |
| | 農業委員 3 番 遠藤光一 | 推進委員 3 番 吉田真健 |
| | 農業委員 4 番 我妻弘道 | 推進委員 4 番 矢吹三智也 |
| | 農業委員 5 番 荒川一寿 | |
| | 農業委員 6 番 水野幸栄 | 推進委員 6 番 水野辰芳 |
| | 農業委員 7 番 根本明 | 推進委員 7 番 水野光樹 |
| | | 推進委員 8 番 小平美香 |
| | | 推進委員 9 番 瀬谷國彦 |
| | | 推進委員 10 番 岡部雄一 |

4 欠席委員 (1 人)

5 議事日程

- 第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第 2 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 第 3 議案第 18 号 農地法第 2 条第 1 項に規定する「農地」に該当するか否かの決定

6 農業委員会事務局職員

事務局長 佐川 文夫
主査 長田 賢一

会議の概要

○事務局長

開会前のあいさつを行います。
全員ご起立願います。お互いに「礼」
続いて、古殿町農業委員会憲章の斉唱を行います。
事務局に続いて、1 番目から 3 番目をお願いします。

【農業委員会憲章斉唱】

ただいまから 12 月定例委員会を開会いたします。
会長よりあいさつをいただきます。

○議長(会長)

『 会長あいさつ 』

○議長(会長)

出席委員は8名中 8名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。本日、推進委員5番 遠藤一 委員より欠席の旨通告がありましたので、ご報告いたします。

○議長(会長)

日程第 1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。議事録署名委員については会議規則第14条第3項の規定により、議長指名といたします。農業委員4番 我妻弘道 委員、及び農業委員7番 根本明 委員を指名します。なお、本日の会議書記には事務局職員の長田主査を指名します。

○議長(会長)

日程第 2 議案第 17号
農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1番～7番を議題といたします。議案の朗読と説明をお願いします。

○事務局長

今月の農地法第3条の許可申請は、7件でございます。

【議案第 17号 1～7番 朗読後、説明】

受付番号 1番～7番 は農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

○議長(会長)

ただいまの事務局説明1番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ 番委員

譲渡人の [REDACTED] の両人に12月16日、現地の確認と聞き取りを行いました。譲渡人は高齢及び遠方にて耕作が難しく、譲受人は隣接地なので話がきました。規模拡大を図るためであり、問題ないと考えられます。以上です。

○議長(会長)

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長)

質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 1 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 続いて事務局説明 2 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ ● 番委員 2 番について説明します。これも同じく 12 月 16 日に現地確認と聞き取りを行いました。同じく譲渡人は高齢及び遠方のため耕作ができず、譲受人は規模拡大したいとのことでした。この 2 筆は隣接地となっており、利便性等により 2 筆で譲り渡すことが適当であると考えます。

○議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての 2 番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 続いて事務局説明 3 番について、地元委員の方から、現地調査の結果、並びに補足説明をお願いします。 [REDACTED]

○ ● 番委員 同じく譲渡人は高齢及び遠方により耕作ができず、譲受人は規模拡大を図るためである。この 10 筆は隣接地で耕作を行ってとなりました。

○議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。

〈 質疑なし 〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり〉

- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての3番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 続いて事務局説明4番、5番について、
[REDACTED]
- 議長(会長) それでは地元委員の方から、現地調査の結果、
並びに補足説明をお願いします。
[REDACTED]
- 番委員 事務局説明4番、5番については、12月12日に当事者と私で現地調査と聞き取りを行いました。この事案は互いの農地の近くにあるため、農地の効率化を図り、交換する地番の面積もほぼ同じくらいであるため、問題ないと考えられます。また、現在進めている地域整備計画の見本となるような事案であると思われる。以上でございます。
- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。
- 〈 異議なしの声あり 〉
- 議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての4番は原案のとおり可決されました。
- 議長(会長) 続いて事務局説明5番について、地元委員の方から、現地調査の結果、
並びに補足説明をお願いします。
[REDACTED]
- 番委員 4、5番に関しましては、関連した事案となるため、同一の説明となります。
- 議長(会長) ありがとうございました。これより、質疑に入ります。ただいまの、事務局説明、地区担当委員からの説明について、質疑はありませんか。
- 〈 質疑なし 〉
- 議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〈 異議なしの声あり 〉

〈異議なしの声あり〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 17 号 農地法第 3 条の規定による許可申請についての7番は原案のとおり可決されました。

○議長(会長) 日程第 3 議案第 18 号
農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定についてを議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長 【議案第 18 号、朗読後、説明】
今回、判定を要する農地は様式第1号に記載の農地です。
これらの農地は、令和5年8月から11月にかけて実施しました農地利用状況調査により、非農地と判断された土地であります。

○議長(会長) 3時40分まで時間を取りますので、一覧を確認してください。

○議長(会長) 本案について質疑を許します。質疑はありますか。

〈質疑なし〉

○議長(会長) 質疑を終わります。お諮りします。
本案については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〈異議なしの声あり〉

○議長(会長) 異議なしと認めます。議案第 18 号
農地法第2条第1項に規定する「農地」に該当するか否かの決定については原案のとおり可決されました。

○議長(会長) これで、本日の日程は全部終了いたしました。
12 月定例委員会を閉会いたします。
ご苦労様でした。

会議規則第18条の規定により署名する。

会 長 水野和徳

会議録署名人 我妻弘道

会議録署名人 根本 明